

## 第4章

### 施策の展開

#### 1. 施策の体系

基本目標	施策の方向性	
1. 人と人が支え合い 安心して暮らせるまち	(1) 地域活動	① 地域活動の推進
	(2) 福祉教育	① 幼稚園・小中学校・高等学校において
		② 家庭において ③ 生涯学習において
(3) 地域福祉を支える 団体との協働	① ボランティア団体との協働 ② NPO団体との協働 ③ 事業者との協働 ④ 社会福祉協議会との連携 ⑤ 民生委員・児童委員との連携 ⑥ 老人クラブ活動との協働 ⑦ シルバー人材センターへの支援及び連携	
2. 安心して暮らせる福 祉サービスの充実	(1) 情報提供	① 情報提供の充実
	(2) 相談体制	① 相談体制の充実
	(3) 福祉サービス	① 福祉サービスの充実と利用促進
3. 地域福祉にふさわ しい環境づくり	(1) 生活環境の整備	① 道路の整備 ② 除雪体制の確立 ③ 交通の安全と確保 ④ 災害時の体制整備 ⑤ 医療の充実

## 基本目標 1. 人と人が支え合い安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる社会の形成に努め、お互いに支え合い安心して暮らせるまちを目指します。

### (1) 地域福祉活動

#### ① 地域福祉活動の推進

##### 《現 状》

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域の一員であることへの認識が必要で、地域を支えるのは市民の自主的な参画が大きな鍵を握ることになります。しかし、地域で行われている町内会活動等への参加は高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況です。

##### 《課 題》

地域福祉活動に対し、地域福祉の考え方は「すべての市民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもある」という認識を持つことが必要です。また、地域福祉活動に理解はあるものの参加出来ない人もいることから、情報の提供が必要です。

##### 《施策の方向》

- ◇ 地域で生活するすべての人が地域福祉活動に参加する一員であることから、自発的に参加する意識の啓発に努めます。
- ◇ 地域活動の情報を公表していきます。
- ◇ だれもが参加出来る活動を模索し、実施していきます。



## (2) 福祉教育

### ① 幼稚園・小中学校・高等学校において

#### 《現 状》

仙北市の幼稚園・小中学校・高等学校においては、アルミ缶やペットボトルのキャップ等を収集し福祉用具を施設に寄贈するなど、活発な福祉活動をしています。

#### 《課 題》

幼稚園・小中学校・高等学校で福祉教育が行われ、育まれていくことが期待されていますが、卒業に伴い家庭での関心が薄れ、子供の気持ちも離れてしまうことが懸念されます。小さい時に育まれた「福祉の芽」を摘まないよう、家庭や学校、社会全体で取り組むことが望まれます。

#### 《施策の方向》

学校行事での福祉教育を支援し、地域の一員としてより多くのボランティア活動に参加することが意識向上に結びつくことから、地域の活発な活動を推進していきます。

### ② 家庭において

#### 《現 状》

核家族化が進み高齢者と過ごす機会や、他世代や弱い立場にある人を理解したりふれあう機会が減少してきていることから、他人を理解したり福祉の心が育みにくい環境の中にあります。

幼稚園・小中学校・高等学校の児童生徒がいる家庭では、アルミ缶やペットボトルのキャップ等の収集を実施し、家族で地域福祉に参加しています。

地域においては、高齢者住宅の除雪作業や沿道の花壇植栽などがボランティア活動として行われ、家族で福祉活動を体験しています。このような活動は、地域福祉の土台となり育まれています。

#### 《課 題》

家族とふれあう時間が減少している中で、幼稚園・小中学校・高等学校で培われた地域福祉の大切さを継続し、育てていくことが望まれます。

#### 《施策の方向》

家族で地域の交流に関心を持ち、地域福祉の芽を育み、支援していく体制づくりに努めます。

### ③ 生涯学習において

#### 《現 状》

公民館活動や関係機関・団体等が連携し、地域福祉をテーマとした講座などを開催し、多くの市民が参加しています。西木地区では国道105号沿道5kmに花の植栽を実施し、地域ぐるみで福祉活動に関心をもっています。

#### 《課 題》

生涯学習が活発に実施され、多くの市民が参加していますが、日頃から地域福祉を意識した福祉教育を継続していく必要があります。

#### 《施策の方向》

日頃の生活の中で、福祉に関心を持ち、学習や実践できる機会を多く設けるよう関係機関とともに連携を図ります。

### (3) 地域福祉を支える団体との協働

#### ① ボランティア団体との協働

#### 《現 状》

社会福祉協議会ボランティアセンターがボランティアをしたい人と受けたい人の登録・斡旋を行いボランティア団体と協働していろいろな事業を行っています。

また、ボランティアの自主組織として仙北市ボランティア連絡協議会が組織され、現在多岐にわたり活動を行っていますが、メンバーが高齢化し、またリーダー的役割を担う人が不足しています。

登録はしていても実際には活動に参加していない人や、登録しなくてもボランティア活動を実施している人もいます。

#### 《課 題》

ボランティア活動に取り組むメンバーの発掘と育成に努め、より充実した活動ができる体制を作っていくことが必要です。また、学校との連携によりボランティア活動への参加意識を高め、助け合いの気持ちを育てることも必要です。

#### 《施策の方向》

社会福祉協議会ボランティアセンターと協働し、多くの研修の場を提供し、日頃からボランティアに対する意識の向上を図り、人材育成に努めます。また、学校との連携によりボランティア活動への参加意識の高揚に努めます。

## ② NPO団体との協働

### 《現 状》

仙北市には福祉サービスを担うNPO 団体があります。相談支援事業や地域活動支援など幅広い活動を行っています。また、平成20年10月にはグループホームの開所や高齢者移送支援などのサービスを始めました。地域に密着したNPO 団体では、福祉活動を実践していますが、実稼働する人材が固定化し50～60代が中心になっています。

### 《課 題》

高齢化が進み、支援を必要とする高齢者や障がいのある人なども増加すると思われまます。と同時に福祉サービスの充実も望まれることから、支援が必要となります。また、NPO団体の人材の確保と育成が望まれます。

### 《施策の方向》

需要が高まる福祉サービスを支えるNPO団体を支援し、協働を推進します。

## ③ 事業者との協働

### 《現 状》

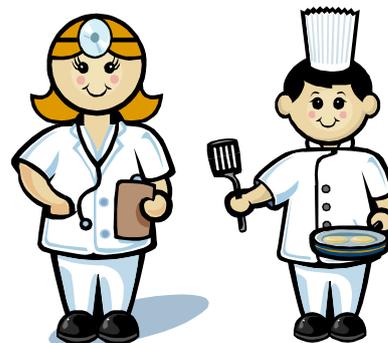
仙北市には社会福祉を目的とする事業経営者が増えてきておりますが、まだ開業して間もないことから地域との交流が活発に行われていない状況です。

### 《課 題》

事業者はさまざまな専門知識や情報を持っていることから、地域福祉を推進する上で大きなウェイトを占めます。地域福祉活動に対する理解と協力が望まれます。

### 《施策の方向》

地域の一員として地域福祉活動に積極的に参加する意識の啓発に努め、協働を推進します。



#### ④ 社会福祉協議会との連携

##### 《現 状》

社会福祉協議会は地域福祉を推進するため、地域に密着したさまざまな事業を行っています。社会福祉法では、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

##### 主な活動

地域福祉トータルケア事業 ～ 住民と協働する地域福祉活動  
福祉教育事業 ～ 児童生徒への福祉啓発、学校支援  
調査研修・広報啓発事業 ～ 地域福祉のニーズ把握、啓発  
ボランティア支援事業 ～ ボランティアの育成、活動支援  
相談援護事業 ～ 心配ごと相談、生活支援  
高齢者障がい者等支援事業 ～ 高齢者・障がい者等の自立支援や交流活動  
要援護者支援事業 ～ 地域福祉権利擁護事業、小地域ネットワーク事業  
介護保険事業 ～ 高齢者への福祉サービス  
福祉団体等支援事業 ～ 福祉団体の活動支援  
その他の福祉事業 ～ 行政や福祉施設との連携

##### 《課 題》

少子高齢化が進む中で、地域のつながりが希薄になりつつあり、特に高齢者や障がいのある人が生活に不安を持っています。要援護者のニーズを把握し、できるだけ安心安全に暮らせる環境を整える必要があります。特に災害対策については、高齢者や障がいのある人に配慮した対策が必要となり、行政や地域、ボランティア等とネットワークを構築する必要があります。

##### 《施策の方向》

社会福祉協議会は地域福祉推進を担う中心的役割を果たす機関として、常に地域の実情を把握し、必要に応じて住民を支援し、住民と協働して事業を行っています。

## ⑤ 民生委員・児童委員との連携

### 《現 状》

仙北市では、92名の民生委員・児童委員と7名の主任児童委員が地域福祉等に関する活動を行うとともに、市民に適切なアドバイスができるよう学習の機会を確保し、活動における悩みごとへの対応などを実施しています。

民生委員・児童委員は地域の状況を把握し、市民と行政や社会福祉協議会を結ぶ重要なパイプ役となっています。

### 《課 題》

民生委員・児童委員の活動を地域に周知し、日常的な見守り活動を継続しながら地域の状況を把握し、個人情報保護に留意しながら、行政や社会福祉協議会との連携が必要です。

仙北市は面積が広く、一人の担当区域が広範囲に及ぶため、活動に苦慮しているところ です。

### 《施策の方向》

地域福祉では民生委員・児童委員の役割は重要で、日常的な見守り活動や助け合い活動を通して行政や社会福祉協議会と連携し要援護者等の安全確保と防災、防犯体制などの充実を図ります。

## ⑥ 老人クラブ活動との協働

### 《現 状》

仙北市には、老人クラブ連合会が組織されており、48クラブに2,151人が加入し、趣味を生かした活動や交流活動、地域活動などの生きがい活動に取り組んでいます。

### 《課 題》

高齢者がその経験と知識を生かして活躍できることは、生きがいづくりにつながることから、積極的に社会参加できるような組織づくりが必要となります。しかし会員の高齢化が進む一方、新会員の確保が難しくなっていて、中心的役割を担う人材の育成が必要です。

### 《施策の方向》

高齢者が社会の一員として、生きがい満ち、健康で活動的に暮らすことが、介護認定率の低下につながることから、老人クラブ連合会の自主的な活動が継続できるよう支援します。

## ⑦ シルバー人材センターへの支援及び連携

### 《現 状》

仙北市シルバー人材センターの登録者は、平成25年度は345人となっています。技術、技能等経験と知識を生かし、年間延べ約25,500人が就労しています。生涯現役を目指した活動が生きがいにつながることから、ハローワーク等関係機関と連携しています。

### 《課 題》

技術や技能等経験と知識を生かせる就労の場を確保するため、ハローワーク等と更なる連携をとり、シルバー人材センターの登録者を支援していくことが必要です。

### 《施策の方向》

高齢者が生涯現役となり社会の一員となることが、生きがいに結びつくことからシルバー人材センターの登録者を支援していきます。



## 基本目標 2. 安心して暮らせる福祉サービスの充実

市民が安心して利用できる福祉サービスのニーズを把握し、高齢者や障がいのある人に優しい福祉サービスの充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

### (1) 情報提供

#### ① 情報提供の充実

##### 《現 状》

福祉サービスが多様化し、利用者が利用したいサービスを選択する制度となっておりますが、制度を有効に利用できるよう広報やインターネット、また福祉サービス等をわかりやすく紹介したパンフレットを活用し周知に努めています。

また、音声コード作成ソフトを導入し、視覚障がいのある方等へ情報提供ができるよう活字読み上げ装置の普及に努めています。

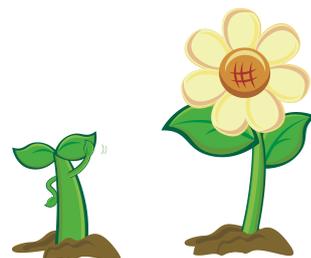
##### 《課 題》

多様化する福祉サービスから利用者にあった選択をし利用するためには、サービスの内容などに関する情報が適切に提供されていることが必要です。

##### 《施策の方向》

広報やインターネットを通して情報の周知に努め、また包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談窓口では体制の充実を図り、支援を必要とする人が気兼ねなく福祉サービスが利用できるような確かな情報の提供に努めます。

また、視覚障がい者や活字の読めない人のために導入した活字読み上げ装置を活用した取り組みを実施していきます。



## (2) 相談体制

### ① 相談体制の充実

#### 《現 状》

介護保険制度での要介護や要支援の高齢者について、介護支援専門員が保健・医療・福祉の各種サービスを結びつけるケアマネジメントを実施しています。また、障がいのある人が福祉サービスを利用する場合、障害者総合支援法に基づいたサービスを選択し利用しています。多様化する福祉サービスを利用するにあたり、介護を必要とする高齢者については介護支援専門員や包括支援センターが、障がいのある人は障害者相談支援事業所などが相談業務を実施しています。

その他、生活面での相談は社会福祉協議会と民生委員・児童委員及び専門相談員（司法書士、税理士）が連携し、相談所を設置し活動を行っています。

#### 《課 題》

複雑化している福祉サービスを初めて利用する人にとっては、なじみのない用語や言葉が多く、戸惑いも見受けられます。制度を熟知し、的確な助言ができる人材の育成と、相談所の充実が求められています。

介護の必要な高齢者や障がいのある人は制度で定められていますが、これらに該当しない高齢者の相談窓口として高齢者支援相談員などの設置が望まれています。

地域に密着している民生委員と同様、社会福祉協議会が委嘱している福祉員の役割も期待されています。そのためには、対応できる知識を得るための研修の機会を増やし、相談相手としての育成が求められています。

#### 《施策の方向》

高齢化が進み、また障がいのある人が増加の傾向にあることから、ますます相談体制の充実が望まれます。

高齢者の相談相手となる高齢者支援相談員などの設置や、社会福祉協議会が委嘱している福祉員の研修の充実を図り、地域との連携で、利用者が気軽に、より身近で相談できる体制を整え、市民が安心して暮らせる支援づくりに努めます。

### (3) 福祉サービス

#### ① 福祉サービスの充実と利用促進

##### 《現 状》

高齢者等への介護保険サービスや障害者総合支援法による障害福祉サービスが提供されています。これらの制度は利用者が契約による利用制度になり事業者と対等な関係に基づきサービスを選択しています。

##### 《課 題》

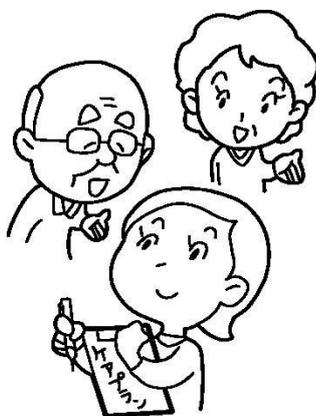
利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に、かつ質の良いサービス提供がされていることが必要です。

##### 《施策の方向》

福祉サービスの多様化により、利用者によりわかりやすい情報の提供が求められています。障害者相談支援事業所や包括支援センター等と連携をとり、わかりやすい情報提供に努めます。

また、民生委員・児童委員やケアマネージャー等と連携し、一人暮らしで体の弱い高齢者など支援が必要なのに支援が届いていない人を把握するとともに必要な情報の提供適切な福祉サービスの利用へとつなげていきます。

サービス提供事業所では、スタッフの研修の機会を増やすなど、関係機関と連携し、質の高いサービスの提供に努めます。



## 基本目標 3. 地域福祉にふさわしい環境づくり

高齢者や障がいのある人が地域で生活する上で、  
見守られているという安心感がもてる環境の整備を推進していきます。

### (1) 生活環境の整備

#### ① 道路の整備

##### 《現 状》

高齢による心身機能の低下や障がいのある人が、活動しやすい環境づくりが重要です。市民はもちろんのこと、「観光産業を生かしたまちづくり」を仙北市総合計画の基本理念としている仙北市は、1千万人の観光客が訪れるまちを目指していることから、地域の地理に不案内な観光客に対する配慮も必要です。観光客が多く訪れる角館武家屋敷はバリアフリーとなっていますが歩道と車道の区切りがなく、車いすを利用する人には優しい一面、視覚障がい者にとっては不都合な面もあります。また、田沢湖畔は歩道の整備が進んでいないため、歩行者には危険が伴うこともあります。車と歩行者が安心して利用できる、訪れた人たちへの配慮をした整備が必要です。

市道では歩道の新設や段差解消などの整備が進められていますが、今後も段階的に解消に努めています。

地域においては、老人クラブ等の団体が沿道にプランターの設置をし、地域社会の一員として活動しています。

自分たちの住む地域は自分たちできれいにしようという意識向上がみられ、沿道の草取り作業を実施する等、環境づくりに努めている地域が多くあります。

##### 《課 題》

国立公園や県立自然公園の指定を受けている観光地域においては、国や県に環境整備を要請し、生活路線では歩行者に優しい道路整備が必要です。

市道においては、高齢者や障がいのある人などが暮らしやすい生活環境の整備が求められています。

##### 《施策の方向》

仙北市は秋田県を代表する観光地であり、国立公園や県立自然公園の指定を受けている地域があります。国や県に環境の整備を要請するとともに、生活路線での高齢者や障がいのある人が安全に歩行できるよう、歩道の段差解消等を図り、環境整備に努めます。

## ② 除雪体制の確立

### 《現 状》

高齢者や障がいのある人が冬期間不安を持っていることの一つとして、除雪があります。地域や職場のボランティアで高齢者世帯や障がいのある人の世帯に対し除雪活動を実施しているところもあります。

### 《課 題》

高齢者や障がいのある人たちは、冬期間における地域生活において、除雪等に不安をもっています。不安のない環境づくりのため、地域と連携をとりながら、支援体制を構築することが求められています。

### 《施策の方向》

冬期間の除排雪作業は若い世代でも大変な作業であり、高齢者や障がいのある人にとっては大きな負担となっています。このような状況で一番力が発揮できるのは地域力となります。地域の活動を奨励し、またボランティア等と連携をとりながら支援体制を確立していきます。

## ③ 交通の安全と確保

### 《現 状》

仙北市は南北に国道105号、国道341号が、東西に国道46号が通っています。鉄道ではJRと秋田内陸縦貫鉄道が通っています。

角館地区と田沢湖地区では生活の足となる市民バスの運行、西木地区においては秋田内陸縦断鉄道、また、一部の地区では車の運転ができない高齢者等に対し、予約制での乗り合いタクシーの運行を実施しています。

交通弱者とされる高齢者の足として、車は欠かせない交通手段であり、主に通院等で利用しています。

また、仙北市では介護認定を受けている人に外出支援サービスを実施し、寝たきりの要援護者を移送車両で送迎するサービスを無料で実施しています。

### 《課 題》

高齢者や障がいのある人など、誰もが気軽に出かけ活動ができるよう、公共交通体系の見直し等を行う必要があります。

また、高齢者が心身の衰えから状況判断の鈍化により、交通事故につながるケースもみられることから、交通安全意識の高揚を図る必要があります。

#### 《施策の方向》

高齢者や障がいのある人などの交通確保について、現在運行している市民バスや乗り合いタクシーの現状を把握し、新たな交通システムの確立を検討していきます。

また、高齢者や障がいのある人など交通事故被害者とならないよう、老人クラブ等関係団体が中心となり実施する交通安全対策について支援をします。

#### ④ 災害時の体制整備

##### 《現 状》

仙北市地域防災計画に基づき、緊急時に備えた対策を検討しています。その中でも特に要援護者の安全確保に関しては、災害時要援護者避難支援プランの推進のもと、災害時要援護者台帳を作成しています。

災害等の情報伝達手段として、田沢湖・角館・西木の各地域に防災無線が整備されています。

また、観光客など地域に不慣れな方々にもわかりやすい避難場所の案内看板の設置に努めています。

##### 《課 題》

災害に対する安全確保は、日頃より心がけが必要です。仙北市防災計画が策定され進められていますが、高齢者や障がいのある人などの安全を確保するための支援体制の確立が求められています。

#### 《施策の方向》

災害時は高齢者や障がいのある人など要援護者の安全を確保するために、市や社会福祉協議会、地域、民生委員等と連携をとり、援助体制の確立に努めます。

##### ◇ 災害時要援護者の実態把握

地域や民生委員等が要援護者の実態を把握することにより、手助けの必要な人たちの安否確認や安全な場所への誘導が可能となります。個人情報保護を踏まえ、民生委員や地域と連携をとり整備します。

##### ◇ 地域とのネットワークづくり

要援護者が安全な場所へ避難するためには、地域や民生委員等の協力は必要不可欠です。地域で災害時に協力できる人材の確保と防災に関する意識高揚の啓発に努め、社会福祉協議会や民生委員等と協力し、情報の共有化を図り要援護者の避難体制づくりを促進します。

## ⑤ 医療の充実

### 《現 状》

仙北市には市立病院が角館と田沢湖に、また診療所が田沢湖・西木地域に併せて4カ所あります。市内の開業医は内科・外科を中心として12医院あります。

田沢湖病院は救急車の受け入れを実施していないため、地域住民は不安を抱いています。そのような中で、田沢湖病院では夕暮れ診療や緊急時の患者に対し、時間を決めて市民サービスを行っています。

医療機関では互いに連携をとり、患者一人ひとりが※かかりつけ医を持つことにより、更に安心できる医療となってきました。

### 《課 題》

医療体制の確立のため、医療機関では共に連携を強めることが求められます。

また、市民は病院と開業医の役割を理解し、疾病の予防・早期発見のため、保健事業及び介護予防事業などへの積極的な参加がますます求められます。

### 《施策の方向》

全国的に医師不足が問題化し仙北市も例外なく大きな問題となっています。医師の確保と医療の充実に努め、高齢者や障がいのある人など、安心して暮らせる医療体制を検討していきます。

また、なお一層、病院と開業医間の連携を深め、安心して暮らせる医療体制を検討しています。

予防医学の観点から、保健課や包括支援センターは関係機関と連携を図りながら、患者の健康な生活習慣の確立に向けて指導を充実するとともに、保健事業や介護予防事業などへの協力を通して市民の啓発に取り組みます。

#### ※かかりつけ医

家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医者。(診療所は通院による治療を病院は入院による治療を主な目的とします。)



## 2. 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、次のような取り組みを図ります。

### (1) 計画推進体制の整備

本計画の円滑な推進を図るため、事業の進捗状況の把握や事業の評価・検証を行い、計画の改訂時期には見直しを図ります。

また、庁内の関係課等の連携を図るため、必要に応じて随時調整会議を開催します。

### (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会で策定した「仙北市地域福祉活動計画」と連携した地域福祉を推進します。

### (3) 各機関等との連携

社会福祉協議会のほか関係機関や団体等が連携し、要援護者の把握と適切な対応を図るため、地域に根ざした支え合いのネットワークを構築します。

### (4) 人材の育成

青少年から高齢者までの幅広い一人ひとりには、多様な技能や技術、知識、経験等を持った人材が豊富にいます。市民一人ひとりの持つ能力等を生かし、地域ぐるみの福祉が実現されるよう、ボランティア活動等への参画機会の確保や活動への支援、福祉人材の育成、人材の発掘・確保を図ります。

